

# 県有地の貸付による県内需要地への太陽光発電電力供給事業 仕様書（案）

## 1 目的

県では、令和5年3月に策定した「みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略」において、比較的導入までのリードタイムが短い太陽光発電の導入を中心に再エネの導入に取り組むこととしており、そのために短期的には、住宅や事業所への自家消費型や第三者所有方式による太陽光発電の導入などを支援してきました。

現在、耕作放棄地など未利用地を活用した太陽光発電施設の設置が進んでいますが、その多くはバーチャルPPA等、県外需要地での消費を目的としたものと推察され、「県内で生み出された環境価値の県外流出」が課題であると認識している。

世界的な脱炭素の流れを踏まえ、今後は、県内企業においてもこれまで以上に再生可能エネルギーの導入ニーズは高まるものと考えられ、太陽光発電の適地となり得る未利用地を県内需要家へ優先的に提供できるようマッチング等を図る必要があることから、これを具体化する手法として、県有未利用地を発電事業者へ貸付け、発電された電力を県内において需要家が事業活動に用いるために供給することで、県内需要家による再エネ電力の活用を促進する事業を実施する。

## 2 事業概要

### (1) 事業名

県有地の貸付による県内需要地への太陽光発電電力供給事業

### (2) 事業場所

No.	住所	地目	土地面積 (㎡) (土地登記簿面積)
1	複数筆で構成する（一体の）事業場所を想定したもの		
2			

※ 上記1、2を一体として事業場所とする（分割は認めない）。

※ 位置図、平面図、設置レイアウト（想定）、系統連系に係る事前相談結果（想定）、関係法令への該当（想定）、地域へのヒアリング結果（施工に関する懸念点）等は別紙のとおり。

### (3) 事業期間

ア 発電事業の実施に係る土地賃貸借契約締結を20年程度とし、別途、設置工事に係る賃貸借契約、設備の撤去に係る土地賃貸借契約を締結する。なお、事業期間を20年以上とする事業者の提案も可能とするが、県との協議により土地賃貸借契約の内容を決定することとし、必ずしも事業者の提案が採用されるものではない。

イ 基本協定の締結時に事業計画を提出すること。

### (4) 土地の貸付条件

ア 土地の貸付は、事業者と県で土地賃貸借契約を締結して有償で貸し付ける。

イ 年間土地貸付額は以下の算出式で算出される額を最低額として事業者が提案するものとする。

年間貸付額 = 土地登記簿面積 × ○円/㎡（現時点では50円/㎡・年程度と想定）

ウ 土地賃貸借契約を締結するにあたり、事業者は契約期間内の土地貸付金額の合計金額の1

割を契約保証金として納付すること。

この契約保証金は、契約終了時に更地で土地が返却されたことを確認した上で事業者に返還する。ただし、この間の利息は支払わない。

なお、財務規則（昭和39年規則第7号）第114条の規定に該当する場合、支払いの必要はない。

エ 事業者は毎年度、県が定める日までに年間の土地貸付額を納付すること。

オ 貸付初年度は、賃貸借契約で定める貸付日から年度末までの期間で、県が定める日割り計算の方法により計算した金額を、県が定める日までに納付すること。

## （5）事業内容

### ① 事業計画の検討

ア 対象施設の状況を十分に把握するために、資料等の収集、施設管理者への聞き取り、現地測定等の必要な調査を実施すること。

イ アの調査結果や、県が提供する「地域へのヒアリング結果（施工に関する懸念点）」のほか、発電量シミュレーション、想定需要量等から算定した設備容量などを踏まえ、適切な配置計画、実施スケジュールを検討すること。

なお、検討にあたっては、県が提示する設置レイアウト（想定）、系統連系に係る事前相談結果（想定）、関係法令への該当（想定）も参考とすること。

ウ 施設の設置、維持管理、非常時の対応、事業の終了まで確実に実施できるよう資金計画を立案すること。

なお、事業終了時に確実に原状回復できるよう、再エネ特措法による積立制度やそれに準ずる手法等により原状回復に要する費用を担保することが望ましい。

### ② 各種手続の実施

ア 「①事業計画の検討」の結果に基づき、電気事業法その他関係法令に係る手続、系統連系に係る協議及び（活用する場合）補助事業の申請等を実施すること。

イ アのうち、特に、再エネ特措法及び県の「太陽光発電施設の設置等に関する条例」等に基づき、計画段階からの住民説明や、施設への標識掲示、維持管理計画の公表等を計画し、確実に実施するとともに、「発電電力を県内需要地（企業名含む）へ供給している」旨を記載した標識を施設に掲示すること（記載の方法は問わない）。

※ 地域共生型再エネ事業を推進する目的で、本事業の事業者や供給先（需要家・需要地）を県ホームページ等で公表することがあります。

ウ 「① 事業計画の検討」及び「② 各種手続の実施 ア・イ」を踏まえ、本事業の関係者（需要家や電気小売事業者等）との間で電力供給契約の内容について合意を得ること。

なお、合意を得たことを確認するため、需要家との電力供給契約に係る契約書案等、需要家・需要地・供給量（発電容量）がわかる書類の提出を求めます。

### ③ 土地の貸付

ア 県が「① 事業計画の検討」及び「② 各種手続の実施」の結果等を確認し、施設設置可能と判断した場合には、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の5第1項に基づく賃貸借契約により土地を貸し付けることとする。

なお、5（2）ウの電力供給契約の大綱により、「原則として、発電電力を全量、県内需要地へ供給し、需要家が事業活動に用いる」ことが難しいと判断した場合、県は、賃貸借契約を締結しないことが出来る。

イ 土地は現状のまま引き渡しを行う。県は事業期間中の土地の使用に関して、契約不適合責任を含む一切の責任を負わない。

#### ④ 施設の設置

ア 事業者は、土地を本事業以外の用途に使用しないこと。

イ 施設の設置に当たっては、電気事業法等の関係法令で定める基準を満たすこと。

ウ 工事中の安全対策の実施、県及び近隣住民との調整等を十分に行うこと。

エ 設置する太陽光パネルについては、国産製品（国内メーカーが海外で生産したものを含む。）を使用することに努めること。

オ 設備等建設工事は、県内事業者への発注に努めること。

カ 事業者が本仕様書に定める事項を履行しないときは、当該土地の貸付を取り消すことがある。

#### ⑤ 施設の維持管理・非常時の対応

ア 施設の運営に際し、電気事業法等の関係法令で定める基準を遵守すること。

イ 施設の設置・維持管理に係る苦情等が発生した場合、事業者が真摯に対応すること。

#### ⑥ 事業終了時の土地の原状回復

ア 事業期間の終了又は事業期間の途中で事業を中止した場合、事業者の費用負担により施設の撤去を行い、土地の原状回復を行うこと。

その際、既存施設を破損した場合には事業者の負担で修復すること。

#### ⑦ その他

ア 事業の実施により、県又は第三者に損害を与えた場合は、事業者が賠償責任を負い、事業者の責任において速やかに対応すること。

イ 事業実施中の紛争等に関しては、県は責任を負わない。事業者として責任ある立場で解決すること。

ウ 本仕様書に定める事項に疑義が生じたとき、又は定めのない事象が発生したときは、県と事業者で協議の上、決定するものとする。